平成２８年（フ）第２０４０号
東京都江戸川区小松川１丁目７－１－302
債務者　岩田　和江
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０４６号
東京都足立区大谷田５丁目32－17　第二サンハイツ103
債務者　片倉　照彦
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０４７号
東京都足立区大谷田５丁目32－17　第二サンハイツ103
債務者　片倉　光世
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０４８号
東京都練馬区平和台３丁目４－３－105
債務者　竹原　真理
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０５２号
東京都足立区鹿浜６丁目17－13－205
債務者　穂満千代美
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０５６号
東京都江戸川区東葛西７丁目13－17　葛西荘
債務者　工藤　一義
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０５９号
東京都新宿区上落合３丁目10－１－301
債務者　長谷川大二
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０６１号
神奈川県大和市南林間１丁目９－８－408
債務者　渡邉亜衣莉
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０６２号
東京都足立区西新井栄町１丁目６－17－２Ｆ
債務者　上田　正昭
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１５９４号
福岡市博多区祇園町７番20号
破産者　丸二海運株式会社
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８号
福岡市西区内浜１丁目14－１－205、商業登記簿上の本店所在地福岡市西区愛宕１丁目25－１－410
破産者　有限会社ソフト企画
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３号
福岡市中央区赤坂１丁目６番23－１号
破産者　株式会社摩憲
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５９号
札幌市東区北49条東14丁目３番２号
破産者　有限会社横山総合商事
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０８２号
札幌市白石区本通10丁目南８番３号　オーナーズヒル16－101号
破産者　高山　盛輝
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３８号
埼玉県八潮市八條1567－28－505
破産者　有限会社建築企画デュオ
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４１３号
埼玉県八潮市浮塚1006番地１
破産者　株式会社第一工芸
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４１４号
埼玉県八潮市浮塚1006番地１
破産者　興東金属工芸株式会社
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係